

健生食輸発0202第1号
令和6年2月2日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産食品のアフラトキシンに係る検査命令対象製造者の追加)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和6年1月25日付け健生食輸発0125第4号)により通知したところである。

今般、イタリア産食品のアフラトキシンに係る検査命令の対象としている製造者(ELAH DUFOUR S.P.A.)の製造所の名称が製造者とは異なることが判明したため、同通知の別表4に下記の製造所を追加し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

BARATTI & MILANO S.R.L.